



住民税の定額減税って、いつから減税されるの？

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

令和5年12月22日、令和6年度税制改正大綱が閣議決定され、令和6年度個人住民税の定額減税が実施されることになりました。

対象者

令和6年度の個人住民税（所得割）が課税される人のうち、合計所得金額が1,805万円以下の人

減税額

納税者本人の住民税の定額減税額は、次の合計額になります。ただし、その合計額が住民税所得割額を超える場合は、住民税所得割額が限度額となります。

1. 納税者本人 1万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族 1人につき1万円（国外居住者を除く）

（例）納税者と控除対象配偶者、扶養の子ども1人の場合

納税者本人（1万円）＋控除対象配偶者（1万円）＋扶養の子ども（1万円）＝3万円

定額減税後の住民税の支払い方法

特別徴収（給与天引き）の人

定額減税後の税額は、徴収開始月である令和6年6月分は徴収せず、7月分から翌年5月分までの11月分割で給与天引きします。（定額減税が適用されない人は通常通り6月から徴収）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
対象の人		税額(定額減税は7月から開始)										

普通徴収（納付書や口座振替など）の人

定額減税前の税額を基に算出した、第1期分の納付額から定額減税額を控除し、その差額を納付していただきます。また、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。

6月(第1期分)	8月(第2期分)	10月(第3期分)	1月(第4期分)
税額			
↓			
6月(第1期分)	8月(第2期分)	10月(第3期分)	1月(第4期分)
↓	税額(定額減税は6月から)		

年金特別徴収（年金天引き）の人

定額減税前の税額を基に算出した、令和6年10月分の年金天引き分から定額減税額を控除し、差額を年金から天引きします。また、10月分から控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収税額(前年の年税額の1/2を3期分徴収)			本徴収税額(仮徴収分を除いた年税額を3期分徴収)		
↓					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収税額			↓	本徴収税額(定額減税は10月から)	

※減税は、住宅ローン控除や寄付金（ふるさと納税など）控除など、税額控除への影響はありません。